

「短期交通広告掲出代理店の随時受付について」

当社では、「短期交通広告掲出制度」を制定し、短期交通広告掲出代理店を随時募集しております。このことについて下記のとおり、お知らせいたします。

ご希望の方は、下記の内容を十分ご理解のうえお申込みください。

記

1 目的

当該募集は、事前に広告代理店登録に係る契約を締結することでより多くの広告掲出機会を確保することを目的としています。

2 業務内容

- ① 広告掲出枠に係る情報提供
- ② 広告掲出枠の確保及び広告物掲出までのスケジュール、納品期日等の報告
- ③ 広告物掲出にあたっての審査等手続き
- ④ 広告物の意匠変更(作業日の確保、意匠変更に伴うデザイン審査等を含む)
- ⑤ その他広告物掲出に係る手続き等

※②～⑤は、当社から発注後の業務です。

※なお、当該業務は原則として掲出期間が1ヶ月以下の短期間の交通広告とします。

3 申込資格

当社に「**広告代理・イベント・展示関係等**」として入札参加資格登録を行ない、かつ、「**車内広告・駅ばり**」を業務内容とする事業者

※当社が発注した業務の遂行が著しく不良であると認められる事業者等については、申し込みをお断りする場合があります。

※別途「短期交通広告掲出代理店契約書」を締結させていただきます。

4 お申込方法

当社ホームページより「短期交通広告掲出代理店申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ公社募集課 営業推進係までご郵送ください。審査の上、条件を満たす場合には後日、当該契約の締結を行ないます。

5 受付期間および登録開始日(契約日)

受付期間 : 毎月15日締切(午後5時必着)

登録開始日・有効期間: 受付月の翌月1日から入札参加資格登録期間の満了日まで

※15日が当社の休業日の場合は、翌営業日が受付締切日になります。

6 契約期間

契約締結日～入札参加資格登録期間の満了日

※代理店契約は、入札参加資格登録期間の満了をもって終了します。

7 ご注意

短期交通広告代理店登録に係る契約締結後、情報提供のあった広告掲出枠に対して、**当社内で対象路線や掲出する広告掲出内容と効果等を検証した上で**、広告掲出の発注を決定させていただきます。当該契約は業務の発注をお約束するものではありません。

以上

【お申込み・お問合せ】

東京都住宅供給公社 公社募集課 営業推進係

〒150-0002

渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹 2階

Tel 03-3409-2244(代表)

Fax 03-3409-4523